

3 長寿社会局

(1) 高齢者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、
 「【地震】」は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 「【コロナ】」は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 「【豪雨】」は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 「【喫緊】」は基本方針関係事業を表す

頁

| | | | |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------|----|
| 高齢者保健福祉施策の企画・運営 | 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等評価・推進事業(単) | 60 | |
| 要介護高齢者に対する取組み | 介護基盤緊急整備等事業(単)【コロナ含む】 | 60 | |
| | 施設開設準備経費助成特別対策事業(単) | 61 | |
| | 老人福祉施設整備等事業(単)【豪雨含む】 | 61 | |
| | 指定サービス事業者管理事業 | 62 | |
| | 介護保険苦情処理体制整備事業(単) | 62 | |
| | 介護サービス情報の公表制度支援事業 | 62 | |
| | 介護人材キャリアパス導入等支援事業 | 63 | |
| | 介護人材確保対策推進事業(単)【喫緊】 | 63 | |
| | 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業(単) | 63 | |
| | 介護アシスタント育成事業(単) | 64 | |
| 軽費老人ホーム事務費補助事業(単) | 64 | | |
| 老人福祉法等施行事務費(単) | 64 | | |
| 介護職員勤務環境改善支援事業(単)【喫緊】 | 65 | | |
| 生涯現役社会の実現に向けた取組み | 生きがい対策 | 明るい長寿社会づくり推進事業(単)【喫緊】 | 65 |
| | | 高齢者能力活用推進事業(単)【喫緊】 | 65 |
| | | 高齢者のいきがい就労推進事業(単)【喫緊】 | 66 |
| | | 県老人クラブ連合会活動推進事業【喫緊】 | 66 |
| | | 市町村老人クラブ活動推進事業【喫緊】 | 67 |
| | | 老人週間行事(単) | 67 |
| 健康福祉政策の推進体制の整備 | 保健・医療・福祉を支える人材の育成 | 福祉人材センター運営事業【喫緊】 | 67 |
| | | 福祉人材緊急確保事業(単)【喫緊】 | 68 |
| | | 外国人介護人材受入環境整備事業【喫緊】 | 68 |
| | | 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負担分)(単)【喫緊】 | 69 |
| | | (新)福祉系高校修学資金等貸付事業費補助(単)【喫緊】 | 69 |
| | | 介護福祉士を目指す留学生受入支援事業(単)【喫緊】 | 69 |
| | | 介護入門的研修推進事業(単)【喫緊】 | 70 |
| | | STOP離職！介護職員定着支援事業(単)【喫緊】 | 70 |
| 災害や感染症への対応 | 老人福祉施設等災害復旧事業【豪雨】 | 71 | |
| | (新)介護施設等における防災リーダー養成等支援事業【豪雨】 | 71 | |
| | 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業【コロナ】 | 72 | |

高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等評価・推進事業^①

(事業開始年度：平成12年度)

| | | | |
|----------|---------|--|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 令和3年度予算額 | 2,223千円 | (根拠法令等) 老人福祉法第20条の9、第20条の10、第20条の11 介護保険法第118条、第119条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条 | |
| 令和2年度予算額 | 2,844千円 | | |

<目的>

県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（長寿・安心・くまもとプラン）及び県高齢者居住安定確保計画（くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン）の進捗状況や、その後の情勢変化等により生じた問題点等を評価・分析し、県民に公表するとともに、市町村に対しても適切な施策の進め方等を適宜助言していくことで、介護保険事業を含む高齢者福祉施策の計画的推進を図ることを目的とする。

<事業内容>

- 1 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催
- 2 長寿・安心・くまもとプラン及びくまもと・長寿・あんしん・住まいプランの進捗状況の把握
- 3 介護保険事業を含む高齢者福祉施策の円滑な運営のための市町村への助言
- 4 長寿・安心・くまもとプラン等に掲げる施策の進捗状況の評価・分析

介護基盤緊急整備等事業^①【コロナ含む】

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|----------|-------------|------------------------------------|--|
| 実施主体 | 市町村、社会福祉法人等 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (事業内容欄の補助単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担) |
| 令和3年度予算額 | 1,966,535千円 | (根拠法令等) 老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条 | |
| 令和2年度予算額 | 2,232,537千円 | | |

<目的>

地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村等に対して、その施設整備費を助成する。

<対象施設>

地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等

<事業内容>

| 施設種別 | 補助単価 | 単位 |
|---|-----------------------------|----------|
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 2,000～4,480千円の範囲内で知事が定める額 | 床数 |
| 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 15,000～33,600千円の範囲内で知事が定める額 | 施設数 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 5,940千円 | 施設数 |
| 介護予防拠点 | 8,910千円 | 施設数 |
| 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修 | 個室→ユニット化 1,190千円 | 整備床数 |
| | 多床室→ユニット化 2,380千円 | |
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 | 創設 2,240千円 | 床数 |
| | 改築 2,770千円 | |
| | 改修 1,115千円 | |
| 簡易陰圧装置設置経費支援 | 4,320千円 | 知事が認めた台数 |
| ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 | 1,000千円 | 個所数 |
| 従来型個室・多床室のゾーニング開設支援 | 6,000千円 | 個所数 |
| 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援 | 3,500千円 | 施設数 |

施設開設準備経費助成特別対策事業(単)

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|----------|-------------|-------------------------|--|
| 実施主体 | 市町村、社会福祉法人等 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (事業内容欄の補助単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担) |
| 令和3年度予算額 | 377,156千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 380,161千円 | 老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条 | |

<目的>

施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、老人福祉施設等の整備を行う市町村、社会福祉法人等に対して、施設の開設準備に要する経費(人件費、研修費、備品費等)を助成する。

<対象施設>

広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等

<事業内容>

| 施設種別 | 補助単価 | 単位 |
|---|----------|-----|
| 広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 839千円 | 定員数 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 14,900千円 | 施設数 |
| 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 | 219千円 | 定員数 |

老人福祉施設整備等事業(単)【豪雨含む】

(事業開始年度：昭和38年度)

| | | | |
|----------|-------------|--------------|---|
| 実施主体 | 市町村、社会福祉法人等 | 負担割合 | 県10/10 (事業内容欄の配分基礎単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担) |
| 令和3年度予算額 | 193,802千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 76,800千円 | 老人福祉法第20条の11 | |

<目的>

老人福祉施設等の整備(改築)及び耐震改修を行う市町村、社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。
(一部事務組合を含み、政令市を除く)

なお、耐震改修については、平成30年度のみを対象とした事業。

<事業内容>

| 対象事業 | 施設種別 | 配分基礎単価 | 単位 |
|----------------|----------------------------------|-------------------|------|
| 老人福祉施設整備等事業 | 養護老人ホーム(改築(個室整備)に限る) | 3,200千円 | 整備床数 |
| | 特別養護老人ホーム(定員30人以上)(個室ユニット型整備に限る) | 3,000千円 | |
| ブロック塀等耐震改修整備事業 | 定員30人以上の大規模施設施設等 | 知事が定める額 | 施設数 |
| 非常用自家発電設備整備事業 | 定員30人以上の大規模施設施設等 | 知事が定める額 | 施設数 |
| 多床室の個室化改修事業 | 定員30人以上の大規模施設施設等 | 978千円の範囲内で知事が定める額 | 施設数 |
| 給水設備整備事業 | 定員30人以上の大規模施設施設等 | 知事が定める額 | 施設数 |
| 水害対策強化事業 | 定員30人以上の大規模施設施設等 | 知事が定める額 | 施設数 |
| 換気設備整備事業 | 定員30人以上の大規模施設施設等 | 施設延べ床面積×4,000円 | 施設数 |

指定サービス事業者管理事業

(事業開始年度：平成11年度)

| | | | |
|----------|----------|----------------------|---|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2、県1/2 (システム改修のみ) 県10/10 (システム改修以外) |
| 令和3年度予算額 | 14,357千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 20,554千円 | 介護保険法、同法施行令及び同法施行規則等 | |

<目的>

介護保険法第41条第1項等に基づき、知事は介護サービスを提供する居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等を行うが、当該事業者等に係る情報の管理を行うとともに、介護サービスの利用者等に対し、サービスが適切に提供されるよう、指定等を行った事業者等の指導を行う。

<対象>

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定介護医療院

<事業内容>

指定を行った介護サービスを提供する事業者等のサービス提供体制等情報の管理を適切に行う。

また、介護給付費等対象サービスの質の確保及び介護給付費請求の適正化を図るため、事業者等に対し、指導及び監査を行う。

介護保険苦情処理体制整備事業^(単)

(事業開始年度：平成12年度)

| | | | |
|----------|----------------|------------------|--------|
| 実施主体 | 熊本県国民健康保険団体連合会 | 負担割合 | 県10/10 |
| 令和3年度予算額 | 3,060千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 3,060千円 | 介護保険法第176条第1項第3号 | |

<目的>

国民健康保険団体連合会(国保連)が行う介護サービスについての苦情処理が、保険者(市町村)及び県との連携のもと、円滑に推進されるよう、その体制整備及び運営に対して助成する。

<対象>

熊本県国民健康保険団体連合会

<事業内容>

国保連では、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設等での介護サービスについて、利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、改善が必要な場合は事業者に対して指導・助言を行い、その処理結果を申立人に通知する。

なお、事業者に指定基準違反の疑いがある場合には、その旨を県に連絡する。

介護サービス情報の公表制度支援事業

(事業開始年度：平成18年度)

| | | | |
|----------|---------|---------------|-----------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 令和3年度予算額 | 2,948千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 3,088千円 | 介護保険法第115条の35 | |

<目的>

利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての判断に資するため、介護サービス情報を円滑かつ容易に取得できる環境を整備する。

介護サービス情報は、介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>) で公表する。

<事業内容>

「介護サービス情報の公表」制度の運営管理及び普及・啓発

介護人材キャリアパス導入等支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 県（一部委託） | 負担割合 | 国 1 / 2 県 1 / 2 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
|----------|----------|---------|-------------------------------------|
| 令和3年度予算額 | 9,057千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 20,398千円 | | |

<目的>

介護職員がキャリアアップを図れる環境を実現するために、介護施設や事業所にキャリアアップの導入を促すとともに、介護職員処遇改善加算等の取得を支援することで、給与面での処遇を改善し、介護職員の就業促進・育成・定着を図る。

<事業内容>

介護報酬処遇改善加算等に関する制度の周知・広報を行い、加算の取得を促進するとともに、介護保険事業所への助言（主に電話）及び専門家（社労士等）を事業所に派遣し、加算取得のための具体的な助言、指導を行う。

介護人材確保対策推進事業④【喫緊】

(事業開始年度：平成23年度)

| 実施主体 | 別記（事業ごとに記載） | 負担割合 | 県 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) 別記（事業ごとに記載） |
|----------|-------------|--|--|
| 令和3年度予算額 | 16,583千円 | (根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 | |
| 令和2年度予算額 | 16,583千円 | | |

<目的>

今後の高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加や少子化による労働力人口の減少等により、介護人材の不足が確実に見込まれ、喫緊の課題となっている。このため、介護人材確保対策として、介護職の魅力、専門性等をPRする広報・啓発や、就労促進のための研修等を実施することにより、介護人材の確保・定着を図っていく。

<事業内容>

- 1 熊本県介護人材確保対策推進協議会の開催（事業主体：県）（負担割合：基金10/10）
- 2 介護人材確保啓発事業
介護の日関連イベントへの助成（実施主体：介護の日inくまもと実行委員会）
（負担割合：基金10/10（1,100千円を上限とし、残りは実施主体負担））
- 3 介護職員定着支援事業（実施主体：施設団体等）（負担割合：基金10/10（1,250千円を上限とし、残りは実施主体負担））

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業④

(事業開始年度：平成23年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) *手数料は自己負担 |
|----------|---------|---------------------------|--|
| 令和3年度予算額 | 5,819千円 | (根拠法令等) 社会福祉士法及び介護福祉士法 | |
| 令和2年度予算額 | 5,819千円 | | |

<目的>

特別養護老人ホーム等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い入居者等に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

<事業内容>

国が実施する講習を受講した医師・看護師が講師となる介護職員等を対象とした「喀痰吸引等研修（基本研修、実地研修）」及び喀痰吸引等研修の実地研修において介護職員等の指導・評価を行う医師・看護師を対象とした「指導者養成講習」を実施する。

介護アシスタント育成事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成28年度)

| | | | |
|----------|----------|--|---|
| 実施主体 | 各施設（団体）等 | 負担割合 | 県10/10（地域医療介護総合確保基金(介護分)） (6,342千円を上限とし、残りは実施主体負担) |
| 令和3年度予算額 | 13,194千円 | (根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 | |
| 令和2年度予算額 | 20,394千円 | | |

<目的>

今後の高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加や少子化による労働力人口の減少等により、介護人材の不足が確実に見込まれ、喫緊の課題となっている。このため、介護施設で周辺の業務に従事する介護アシスタントを導入し、介護専門職（介護福祉士等）が専門的な業務に専念できる環境を構築することで、介護現場の担い手確保、負担軽減を図る。

<事業内容>

介護アシスタントを導入する施設（団体）等が実施する次の取組みに対して助成する。

- 1 介護アシスタントとして働くことを希望する者の募集
- 2 受入先施設の募集
- 3 参加者に従事させる業務の検討
- 4 参加希望者を対象とした職場見学や事前説明会の実施
- 5 参加希望者と受入先施設のマッチング
- 6 受入先施設での雇用（3ヶ月程度）

軽費老人ホーム事務費補助事業(単)

(事業開始年度：昭和48年度)

| | | | |
|----------|-----------|------------------------|--------|
| 実施主体 | 社会福祉法人 | 負担割合 | 県10/10 |
| 令和3年度予算額 | 505,436千円 | (根拠法令等) 老人福祉法第20条の6 | |
| 令和2年度予算額 | 509,851千円 | | |

<事業内容>

身体機能の低下、家庭環境等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金を軽費老人ホームを利用できるよう、軽費老人ホーム設置者が、利用者から徴収する利用料（事務費相当分）を減免した場合にその減免額について助成する（熊本市に所在する軽費老人ホームを除く）。

<軽費老人ホーム事務費補助額>

(単位：千円)

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実績額 | 457,283 | 461,594 | 470,202 | 470,224 | 488,243 | 492,048 | 491,791 | 494,048 |

老人福祉法等施行事務費(単)

(事業開始年度：平成26年度)

| | | | |
|----------|---------|----------------------------|-------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記（事業ごとに記載） |
| 令和3年度予算額 | 3,700千円 | (根拠法令等) 老人福祉法第6条の2、第29条 | |
| 令和2年度予算額 | 3,834千円 | | |

<目的>

老人福祉法の適正な執行を図るため、老人福祉施設に対する指導及び市町村に対する助言を行う。

<事業内容>

- 1 福祉サービス連絡調整事業（負担割合：県10/10）
管内市町村における福祉サービスの均衡ある向上を図るため、広域本部（地域振興局）ごとに管内市町村の福祉担当者との協議調整の場として「福祉サービス連絡調整会議」を開催し、各市町村担当者が状況の変化に応じて適切な対応ができるよう課題等の整理を行う。
- 2 老人ホーム入所措置事務支援事業（負担割合：県10/10）
養護老人ホーム措置事務に係る助言・支援を行い、措置事務の適正な実施を確保する。
- 3 有料老人ホーム運営研修事業（負担割合：基金10/10（地域医療介護総合確保基金（介護分）））
有料老人ホームの施設長等を対象とした研修を行い、有料老人ホームの運営の質の向上を通じて、高齢者の良質な住まいの確保を図る。

介護職員勤務環境改善支援事業^④【喫緊】

(事業開始年度：平成29年度)

| | | | |
|----------|------------|--|-------------------------------------|
| 実施主体 | 介護サービス事業者等 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (上限あり) |
| 令和3年度予算額 | 107,944千円 | (根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 | |
| 令和2年度予算額 | 78,594千円 | | |

<目的>

介護職員の負担軽減や業務効率化を目的として、介護施設における介護ロボット・ICTの導入等を支援し、介護職への就職者の増加(離職者の減少)につなげる。

<事業内容>

- 1 介護ロボット
 - 1 機器につき1/2を助成(移乗・入浴支援は上限100万円、その他は上限30万円)。
 - ただし、利用定員数を5で除した数を限度台数とする。
- 2 ICT導入
 - 事業所の職員数に応じて上限設定。補助率1/2。

明るい長寿社会づくり推進事業^④【喫緊】

(事業開始年度：平成3年度)

| | | | |
|----------|----------------|--|---------------------------------|
| 実施主体 | (一財)熊本さわやか長寿財団 | 負担割合 | 県10/10(24,570千円を上限とし、残りは実施主体負担) |
| 令和3年度予算額 | 24,570千円 | (根拠法令等) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について(H1.10.19老福第187号) | |
| 令和2年度予算額 | 24,570千円 | | |

<目的>

少子高齢化が進捗し、高齢者が地域で安心して暮らせる社会づくりが重要となる中で、高齢者が中心となって地域を活性化し、また、見守り活動等で高齢者相互の支援を行う担い手となることが期待されている。

このため、(一財)熊本さわやか長寿財団の実施する高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加活動の推進に資する事業に助成する。

<事業内容>

- 1 啓発・普及事業
 - (1)情報誌の発行 (2)ホームページの管理運営
- 2 スポーツ・文化振興、指導者育成事業
 - (1)熊本さわやか大学の運営 (2)シルバースポーツ交流大会の開催
 - (3)全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣等
- 3 法人管理費 法人運営に関する人件費、事務費の助成

高齢者能力活用推進事業^④【喫緊】

(事業開始年度：昭和59年度)

| | | | |
|----------|----------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 実施主体 | (一財)熊本さわやか長寿財団 | 負担割合 | 県10/10(14,440千円を上限とし、残りは実施主体負担) |
| 令和3年度予算額 | 14,440千円 | (根拠法令等) 熊本県高齢者無料職業紹介事業運営要項 | |
| 令和2年度予算額 | 14,440千円 | | |

<目的>

高齢期になっても生涯現役で活躍できるよう、高齢者の能力を生かした積極的な社会活動を推進し、生きがいづくりを促すとともに、生活の安定を図るため、就職を希望する高齢者(概ね65歳以上)に無料で職業紹介を行う。

<内容>

熊本県総合福祉センター内に「紹介責任者」を、各地域振興局に「能力活用推進員」を配置し、管内企業の訪問等により高齢者雇用の職場を開拓し、職業紹介を行う。

高齢者のいきがい就労推進事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：平成28年度)

| | | | |
|----------|-------|-------------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 令和3年度予算額 | 690千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 862千円 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 | |

<目的>

高齢者が知識や経験を生かし活躍できる「生涯現役社会」の実現のため、就労のマッチング機関、事業者団体や高齢者団体等と連携し、高齢者の多様な就業機会の確保を支援する環境を整備することで、元気高齢者を中心として、本人の希望や能力に合う就労を推進するとともに、事業者の人材不足の解消を図る。

<事業内容>

就労のマッチング機関、事業者団体、高齢者団体等で構成する「熊本県生涯現役促進地域連携協議会」の運営等

県老人クラブ連合会活動推進事業【喫緊】

(事業開始年度：昭和38年度)

| | | | |
|----------|-------------|---|-------------|
| 実施主体 | 別記(事業ごとに記載) | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
| 令和3年度予算額 | 12,661千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 12,161千円 | 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱 | |

<目的>

老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがい・健康づくりや地域・社会貢献活動、介護予防活動を推進するために、県老人クラブ連合会に対して助成し、明るい長寿社会の実現に資する。また、元気な高齢者が、ひとり暮らしや体の弱い高齢者の方を訪問し、話し相手や日常生活の援助などを行う友愛訪問員(シルバーヘルパー)の活動の活性化を図り、高齢者同士が互いに支えあう心豊かな地域社会をつくる。

<内容>

1 老人クラブ活動推進員設置事業

(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：国1/2 県1/2)

高齢者の社会参加を促進するために、単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会が行う活動を指導・助言する活動推進員を県老人クラブ連合会に設置する(2人設置)。

2 県老人クラブ連合会運営費助成事業

(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：県10/10)

単位老人クラブ及び郡・市町村老人クラブ連合会の育成指導とクラブ活動の推進を図るため、熊本県老人クラブ連合会に対し、その活動運営費を助成する。

3 県老人クラブ連合会健康づくり支援事業

(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：国1/2 県1/2)

- (1)「健康・生きがいづくり推進委員会」の開催
- (2)「健康づくり推進員」フォローアップ研修会の開催
- (3)「健康づくり講演会、健康づくり活動実践報告会」の開催
- (4)広報啓発活動(チラシ作成や機関誌への掲載・事例集の作成等)
- (5)高齢者の体力測定の実施・モデル事業の推進(体力測定、健康ウォーキング)

4 シルバーヘルパー等養成事業(負担割合：県10/10)

シルバーヘルパー及びその指導者(養成研修で指導をしたり、友愛訪問活動時に中心となり活躍する。)の養成を行う((公社)熊本県老人クラブ連合会へ委託)。

5 シルバーヘルパー活動支援事業(負担割合：国1/2 県1/2)

全県域で継続して充実した友愛訪問活動が展開できるよう、啓発活動、モデル地区の指定、連絡会議の開催を行う。

6 元気老人クラブ活動広報推進事業(負担割合：国1/2 県1/2)

老人クラブの活動事例の発表や講演などを実施し、一堂に会する発信の機会を設け、老人クラブ会員等の意識啓発を図る。また、活動事例等をまとめたパンフレットを作成し、広報啓発活動を行う。

市町村老人クラブ活動推進事業【喫緊】

(事業開始年度：昭和38年度)

| 実施主体 | 別記(事業ごとに記載) | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|-------------|--|-------------|
| 令和3年度予算額 | 52,448千円 | (根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 54,800千円 | | |

<目的>

生きがい、健康づくりや地域・社会貢献事業に取り組む老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動に対し、国、市町村と連携して支援することで、高齢者ができるだけ自立し、安心して暮らせる社会づくりを目指す。

<内容>

- 1 老人クラブの生きがい・健康づくり活動や地域貢献活動等に対して助成する。
- 2 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成
(実施主体：市町村老人クラブ連合会 負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)
市町村老人クラブ連合会が行う調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業催物、研修などの各種事業に対して助成する。
- 3 市町村老人クラブ連合会健康づくり推進事業
(実施主体：市町村老人クラブ連合会 負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)
市町村老人クラブ連合会が行う高齢者の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発、心の健康づくりに関する事業などに対して助成する。

老人週間行事[㊦]

(事業開始年度：昭和59年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|----------|------|--|--------|
| 令和3年度予算額 | 34千円 | (根拠法令等) 国民の祝日「敬老の日」の設定について(S41.6.25 厚生省社会局長通知) 「敬老の日」を中心とする行事について(S41.7.12 厚生省社会局老人福祉課長通知) 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部改正する法律の公布について(H13.6.25 厚生労働省老健局長通知) | |
| 令和2年度予算額 | 56千円 | | |

<事業内容>

多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに、高齢者対策についての県民の理解と関心を深めるため、「老人の日・老人週間」にあわせて、次の行事を行う。

- ・記念品の贈呈(県内最高齢者)：県内最高齢者に対し、記念品を贈呈する。

福祉人材センター運営事業

(事業開始年度：平成4年度)

| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県社会福祉協議会) | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|----------------------|--|-------------|
| 令和3年度予算額 | 20,086千円 | (根拠法令等) 社会福祉法第93条及び94条 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(国) | |
| 令和2年度予算額 | 21,134千円 | | |

<目的>

福祉分野への就労を支援・促進するとともに、経営者や従事者に対する研修等を実施し、質の高い福祉人材の確保を図る。

<対象>

社会福祉事業従事者、社会福祉事業経営者、社会福祉事業に従事しようとする者

<事業内容>

- 1 福祉人材センター運営事業(負担割合：国1/2 県1/2(事業費の一部は地域福祉基金10/10))
熊本県社会福祉協議会に委託して、次の取組みを実施する。
(1)無料職業紹介(就労あっせん)
(2)養成学校進路指導者等との連絡会議
- 2 福祉・介護人材確保推進事業(負担割合：県10/10)
厚生労働省、全国社会福祉協議会が主催する全国会議への派遣(県直接実施)

福祉人材緊急確保事業①【喫緊】

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|----------|----------------------|--|---------------------------|
| 実施主体 | 県(委託先：(福)熊本県社会福祉協議会) | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
| 令和3年度予算額 | 46,613千円 | (根拠法令等) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 | |
| 令和2年度予算額 | 45,816千円 | | |

<目的>

近年の福祉分野における人材確保の厳しい状況を踏まえ、福祉人材の参入促進、資質向上及び定着支援のための取組みを推進する。

<事業内容>

1 福祉人材緊急確保事業

熊本県社会福祉協議会に次の事業を委託して実施する。

(1) 福祉人材参入促進事業

熊本県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、中学生以上の学生と保護者を対象とした地元の施設従事者による出前講座、学生等を対象とした職場体験、広報啓発等を通じ、福祉に対するイメージアップを図ることで、将来にわたって人材の安定的な参入促進を図る。

(2) 福祉人材マッチング機能強化事業

熊本県社会福祉協議会に専門員を配置し、施設・事業所の求人ニーズの把握と求職者の適性の確認及び就業後のフォローアップ、合同面接会の開催、事業所への求人に係るアドバイザー派遣等により、人材の円滑な参入と確実な定着を図る。

(3) 「KAiGO PRiDE」を活用した魅力発信

令和元年度に県が作成した「KAiGO PRiDE」を活用し、啓発・セミナー等を行うことで、介護の魅力発信を図る。

2 福祉高校生育成支援事業

熊本県高等学校教育研究会福祉部会に対し、福祉高校生の介護福祉士国家試験受験資格等に係る経費や、小中学生を対象とした介護の体験、調査学習を通じた魅力発信事業を行うための経費を助成する。

外国人介護人材受入環境整備事業【喫緊】

(事業開始年度：平成26年度)

| | | | |
|----------|---------|----------------------------------|-------------|
| 実施主体 | 受入施設等 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
| 令和3年度予算額 | 7,745千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(国) | |
| 令和2年度予算額 | 7,666千円 | | |

<目的>

経済連携協定(EPA)に基づく、外国人介護福祉士候補者を受け入れる個々の施設では、候補者に対し日本語の学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備及び研修担当者の活動に必要な経費が発生することから、それらの費用に対する助成を行う(候補者は、4年の間に介護福祉士資格の習得を目指す)。

<事業内容>

1 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境整備の費用及び研修担当者の活動経費を助成する。

2 技能実習生等介護人材受入れ支援事業

外国人介護人材(技能実習生、1号特定技能外国人)が介護現場に円滑に就労・定着できるよう、日本語習得や介護技術の向上に繋がる研修等を行う。

介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負担分) ㊦【喫緊】 (事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|----------|---------------|-----------------------|--------------------------------|
| 実施主体 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 県10/10 (全体フレームは国9/10+県1/10) |
| 令和3年度予算額 | 9,990千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 13,863千円 | 介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱(国) | |

<目的>

介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生等に対して、修学資金や、再就職のための経費を貸与し、修学・再就職を容易にすることにより、質の高い人材の養成・確保を図る。

<事業内容>

指定した介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生等や、介護職への再就職を目指す者を対象に、修学資金や、再就職のための経費を貸与する熊本県社会福祉協議会に対して、貸付原資を助成する。

㊦福祉系高校修学資金等貸付事業費補助 ㊦【喫緊】 (事業開始年度：令和3年度)

| | | | |
|----------|---------------|---------|---------------------------|
| 実施主体 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
| 令和3年度予算額 | 35,575千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | -千円 | | |

<目的>

介護福祉士等の資格取得を目指す高校生に対して、修学資金等を貸与し、修学を容易にすることにより、質の高い人材の養成・確保を図る。

また、他職種で働いていた者等の介護分野への参入促進に係る就職支援金を貸しつけることにより、介護職員の確保を図る。

<事業内容>

- 福祉系高校修学資金貸付事業費補助
- 介護分野就職支援金貸付事業費補助
1及び2の貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に対して貸付原資等を補助する。

介護福祉士を目指す留学生受入支援事業 ㊦【喫緊】 (事業開始年度：平成30年度)

| | | | |
|----------|-------------|---|---------------------------|
| 実施主体 | 別記(事業ごとに記載) | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
| 令和3年度予算額 | 13,909千円 | (根拠法令等) 医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 13,909千円 | | |

<目的>

平成29年9月に在留資格「介護」が創設され、介護福祉士養成施設に留学し、卒業後に介護福祉士の資格を取得した者についても在留資格が与えられることとなった。

そのため、介護福祉士養成施設において実施する留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成及び確保に係る取組への助成を行う。

<事業内容>

- 介護福祉士を目指す留学生への日本語学習支援(実施主体：介護福祉士養成施設)
介護福祉士養成施設に対し、介護福祉士を目指す留学生等に対する日本語教育のための専門員を配置し、日本語検定N2程度の日本語能力を習得するための費用を助成する。
- 介護福祉士を目指す留学生受入促進事業(実施主体：日本介護福祉士養成施設協会九州ブロック熊本支部)
日本介護福祉士養成施設協会九州ブロック熊本支部に対し、現地における情報収集や積極的なPR等に係る費用を助成する。

介護入門的研修推進事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：令和元年度)

| 実施主体 | 県（一部委託） | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
|----------|---------|--|---------------------------|
| 令和3年度予算額 | 4,639千円 | (根拠法令等) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 介護に関する入門的研修の実施について(平成30年3月30日付け社援基 発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長) | |
| 令和2年度予算額 | 7,798千円 | | |

<目的>

介護人材のすそ野の拡大に向けて、介護未経験者が受講しやすい入門的研修を実施することで、より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭し、多様な人材の確保に向けて介護分野への介護未経験者の参入を促進する。

<事業内容>

- 1 地域の高齢者や企業、団体等の主に退職前の従業員に対して、「介護に関する入門的研修」の実施
- 2 退職前セミナーへの講師派遣

STOP離職！介護職員定着支援事業(単)【喫緊】

(事業開始年度：令和元年度)

| 実施主体 | 県（一部委託） | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
|----------|---------|---------|---------------------------|
| 令和3年度予算額 | 8,515千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 8,515千円 | | |

<目的>

ストレスを抱える介護職員及び事業所を支援するため、エルダー・メンター制度の研修及び導入支援、電話相談等によるサポートを行い、介護職員の心身の安定に寄与することで離職防止を図り、介護サービスの安定的提供を図る。

<事業内容>

介護職員の離職防止、定着支援等に係る各種支援の実施。

- ①エルダー・メンター制度への理解を深めるための全体研修会の開催。
- ②エルダー・メンター制度を導入するため、事業所への個別支援の実施。
- ③事業所からの相談に対応する電話相談窓口の設置。
- ④上記研修等の周知広報。
- ⑤運営委員会の開催。

※エルダー制度（教育制度の整備）：先輩や年長者等による新入社員OJT制度。

メンター制度（精神的サポート）：配属部署の上司とは別に指導・相談役となる先輩社員が新入社員をサポートする制度。

老人福祉施設等災害復旧事業（令和2年7月豪雨分）【豪雨】

（事業開始年度：令和2年度）

| | | | |
|----------|-------------|--|--------|
| 実施主体 | 市町村、社会福祉法人等 | 負担割合 | 下記のとおり |
| 令和3年度予算額 | 0千円 | (根拠法令等) 令和2年7月豪雨に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱等 | |
| 令和2年度予算額 | 722,344千円 | | |

<目的>

市町村等が実施する老人福祉施設等の災害復旧に要する経費を助成する。（政令市内に所在する老人福祉施設等を除く）

<補助率等>

(1) 施設等災害復旧事業

「対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額等を控除した額を比較して少ない方の額」と「災害復旧費国庫補助金交付要綱による基準額」を比較して少ない方の額」に、下表の補助率を乗じて得た額の範囲内を交付する。

| 施設種別 | 補助率 |
|------------|-----|
| 老人福祉センター | 3/4 |
| 訪問看護ステーション | 1/2 |
| 上記以外の施設等 | 5/6 |

(2) 設備災害復旧事業

令和2年7月豪雨等により被災した事業所等の事業再開に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費について、「被災事業所ごとの数に下表の基準額を乗じて得た額を合計した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額」と「総事業費から寄付金その他の収入額等を控除した額」を比較して少ない方の額を交付する。

| 施設種別 | 基準額 |
|---|---------|
| (1) 訪問入浴介護事業所 | 4,710千円 |
| (2) 夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所 | 3,675千円 |
| (3) 訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 3,360千円 |
| (4) 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、福祉用具貸与事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所 | 2,975千円 |
| (5) 認知症対応型共同生活介護事業所 | 2,675千円 |
| (6) 特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院 | 2,450千円 |
| (7) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 | 2,250千円 |
| (8) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター | 1,612千円 |

⑧ 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業⑧【豪雨】

（事業開始年度：令和3年度）

| | | | |
|----------|---------|---------|---------------------------|
| 実施主体 | 県（委託） | 負担割合 | 県10/10（地域医療介護総合確保基金（介護分）） |
| 令和3年度予算額 | 6,624千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | - 千円 | | |

<目的>

介護施設等の利用者は自力避難困難な方が多く、令和2年7月豪雨のような大規模自然災害が発生した際には、施設職員が避難の判断や指示を行う必要があるため、施設職員の防災知識の習得が求められる。

介護施設等の職員を対象とした防災研修及びBCP（業務継続計画）策定のアドバイザー派遣等、介護施設等の防災力向上を図る。

<事業内容>

- 1 防災力向上に関する研修会
- 2 BCP策定に関するアドバイザー派遣

介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業【コロナ】 (事業開始年度：令和2年度)

| | | | |
|----------|-----------|------|--|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国2/3 県1/1(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)) ※事業所・施設当たりの基準額を設定 |
| 令和3年度予算額 | 139,920千円 | | |
| 令和2年度予算額 | 130,000千円 | | |

<目的>

介護サービス事業所・介護施設等が関係者との連携のもと、新型コロナウイルス感染症への感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等について支援を行う。

<事業内容>

- 1 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業
休業要請を受けたり、利用者又は職員に感染者が発生したり濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等に対し事業所・施設等の消毒・清掃費や衛生用品の購入費用等を支援。
- 2 介護サービス事業所等との連携支援事業
介護サービス事業所等で感染者が発生した場合、当該施設への職員の応援派遣や利用者受入れに係る費用を支援。
- 3 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業
連絡調整員（コーディネーター）を配置し、緊急時に備えた対応を支援。

3 長寿社会局

(2) 認知症対策・地域ケア推進課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は単独事業、
 〔〔地震〕〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 〔〔コロナ〕〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 〔〔豪雨〕〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 〔〔喫緊〕〕は基本方針関係事業を表す

| | | 頁 | |
|---------------------------------|---------------------|-------------------------------|----------------------|
| いつまでも住み慣れた 地域で暮らせるための 取組み | 市町村介護保険事業 の円滑な運営 | 介護給付費県負担金交付事業(単) | 74 |
| | | 第1号保険料県負担金交付事業(単) | 74 |
| | | 地域支援事業交付金交付事業(単) | 74 |
| | | 要介護認定支援事業 | 75 |
| | | 介護給付適正化推進事業 | 75 |
| | | ケアプラン点検支援体制構築事業(単) | 75 |
| | | 介護保険審査会設置運営事業(単) | 76 |
| | | 介護保険低所得者対策特別事業 | 76 |
| | | 介護保険財政安定化基金事業 | 77 |
| | | 高齢者住宅改造助成事業(単) | 77 |
| | 第8期介護保険事業計画支援事業(単) | 78 | |
| | 認知症対策の推進 | 認知症診療・相談体制強化事業 | 79 |
| | | 「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業 (単) | 80 |
| | | 認知症医療体制地域連携強化事業(単) | 80 |
| | | 認知症総合支援研修事業(単) | 80 |
| | | 認知症介護研修等事業(単) | 81 |
| | | 認知症介護の質の向上支援事業 | 81 |
| | | 若年性認知症対策事業 | 81 |
| | | 認知症サポーターアクティブチーム支援事業 | 82 |
| | | 「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事 業(単) | 82 |
| | | 高齢者権利擁護等推進事業 | 83 |
| | | 高齢者人権啓発事業 | 83 |
| | | 権利擁護人材育成事業(単) | 84 |
| | | 〔(新)〕成年後見制度利用促進体制整備促進事業 | 84 |
| | | 地域包括ケアの推進 | 地域包括ケアシステム構築加速化事業(単) |
| | 地域包括ケア多職種人材育成事業(単) | | 85 |
| | 高齢者を支える地域活動支援事業(単) | | 86 |
| | 在宅医療連携推進事業(単) | | 86 |
| | 在宅医療サポートセンター事業(単) | | 86 |
| | 在宅歯科医療機能強化事業(単) | | 87 |
| 訪問看護推進事業(単) | 87 | | |
| ケアマネジメント活動推進事業(単) | 88 | | |
| 〔(新)〕復興リハビリテーションセンター設置・運営 事業 | 88 | | |

介護給付費県負担金交付事業^①

(事業開始年度：平成12年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|----------|--------------|--------------------|--------|
| 令和3年度予算額 | 25,364,780千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 25,165,969千円 | 介護保険法第123条第1項及び第2項 | |

<事業内容>

介護保険の給付に要する費用のうち県が負担する分（施設サービス分は17.5%、他は12.5%）について、市町村に対して助成する。

第1号保険料県負担金交付事業^①

(事業開始年度：平成27年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|----------|-----------|--------------|--------|
| 令和3年度予算額 | 717,050千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 730,763千円 | 介護保険法第124条の2 | |

<目的>

介護保険制度は、その財源の1/2が保険料により賄われている。今後も介護給付費の増加は避けられない中で、制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担してもらう必要があるため、公費の投入による低所得者の保険料軽減を行う。

<事業内容>

介護保険の第1号保険料について、給付費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料軽減を強化するため、保険料の軽減に要する費用のうち県が負担する分（軽減分の25%）について、市町村に対して助成する。

地域支援事業交付金交付事業^①

(事業開始年度：平成18年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|----------|-------------|-----------------------------|--------|
| 令和3年度予算額 | 1,377,414千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 1,381,064千円 | 介護保険法第115条の45、第123条第3項及び第4項 | |

<目的>

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村が実施する「地域支援事業」に対して、介護保険法で定められた率を乗じて交付金を交付する。

地域支援事業の事業構成は次のとおり。

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス ④介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

2 任意事業及び包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

3 包括的支援事業（社会保障充実分）

(1) 地域包括支援センターの運営

(2) 在宅医療・介護連携の推進

(3) 認知症施策の推進

(4) 生活支援サービスの体制整備

要介護認定支援事業

(事業開始年度：平成10年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|----------|---------|---|-----------|
| 令和3年度予算額 | 3,640千円 | (根拠法令等) 介護保険法第27条第2項、認定調査員等研修事業の実施について (H20.6.4老発第0604001号 厚生労働省老健局長通知) | |
| 令和2年度予算額 | 4,314千円 | | |

<目的>

全国一律の基準に基づく公平公正な要介護認定の事務運営が行われるよう認定調査員等の資質向上のための研修を実施し、もって円滑な介護保険制度の運営に資するものとする。

<事業内容>

- 1 認定調査員研修事業
認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑化・適正化を図る。
- 2 介護認定審査会委員研修事業
介護認定審査会委員に対し、要介護認定の仕組み、認定調査の内容等について研修を実施することにより、認定審査事務の円滑化・適正化を図る。
- 3 主治医研修事業
主治医に対し、要介護認定の仕組み、主治医意見書の記載方法等について研修を実施することにより、要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載方法等の適正化を図る。

介護給付適正化推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 (地域福祉基金) |
|----------|-------|---|-----------------|
| 令和3年度予算額 | 404千円 | (根拠法令等) 介護給付適正・適切化推進事業実施要綱 第5期熊本県介護給付適正化プログラム | |
| 令和2年度予算額 | 404千円 | | |

<目的>

第5期熊本県介護給付適正化プログラムに基づき、保険者(市町村)における介護給付適正化の取組みを支援し、介護サービスの適切化及び介護給付費や介護保険料の抑制を目指す。

<事業内容>

- 1 保険者に対する研修会の開催
- 2 圏域別の介護給付適正化検討会の開催
- 3 取組みが低迷する保険者への実地支援の実施
- 4 国保連合会と連携した市町村支援の実施(不適切な介護報酬請求等のチェック)

ケアプラン点検支援体制構築事業^①

(事業開始年度：平成27年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 (地域福祉基金) |
|----------|---------|--------------------------------|-----------------|
| 令和3年度予算額 | 2,111千円 | (根拠法令等) 第5期熊本県介護給付費適正化プログラム | |
| 令和2年度予算額 | 2,111千円 | | |

<目的>

保険者が行うケアプラン点検について、より専門的な指導・助言によりケアマネジメントの質向上につながるよう、県介護支援専門員協会等と連携し広域的な支援体制の構築を図る。

<事業内容>

- 1 保険者が実施するケアプラン点検へ指導者レベルの介護支援専門員が同行し実地支援を実施。
- 2 圏域単位での保険者及び主任介護支援専門員等を対象とした研修の実施。

介護保険審査会設置運営事業

(事業開始年度：平成11年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
|----------|---------|--|--------|
| 令和3年度予算額 | 1,559千円 | (根拠法令等) 介護保険法第183条、第184条、第188条 介護保険法施行令第46条等 | |
| 令和2年度予算額 | 1,789千円 | | |

<目的>

介護保険法第183条の規定に基づく審査請求の処理を目的とする。

<事業内容>

介護保険審査会において、市町村（保険者）等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う。

介護保険低所得者対策特別事業

(事業開始年度：平成12年度)

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国1/2 県1/4 市町村1/4 |
|----------|---------|--|------------------|
| 令和3年度予算額 | 9,411千円 | (根拠法令等) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（H12.5.1老発第474号 厚生省老人保健福祉局長通知） | |
| 令和2年度予算額 | 8,882千円 | | |

<目的>

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減のため、市町村が行う低所得者の利用者負担額の軽減への取組みに対して支援を行う。

<対象及び事業内容>

- 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担の免除
低所得者世帯であって、障がい者施策によるホームヘルプサービスの利用者で一定の要件を満たす者については、利用者負担を全額免除する。
- 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。
- 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減
中山間地域等の地域が存在する市町村において、訪問介護等のサービスを提供する小規模事業所を運営する社会福祉法人等が市町村民税本人非課税の者（生活保護受給者を除く）の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。

介護保険財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成12年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3 |
|----------|----------|------------|---------------------------|
| 令和3年度予算額 | 19,806千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 26,070千円 | 介護保険法第147条 | |

<目的>

市町村の介護保険財政の安定化を図るため、通常努力を行っても生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、財政安定化基金を設け、市町村に対して貸付又は交付を行う。

<事業内容>

1 貸付事業

(1) 貸付の要件

- ・年度を単位とした保険料収納率低下又は給付費増加による赤字が見込まれること
- ・3年間の事業運営期間（以下、「期間」という。）の1、2年目は、その年度において財政不足が見込まれること
- ・期間の3年目は期間を通じた財政不足が見込まれること

(2) 貸付額の算定

- ・期間の1、2年目については、財政不足見込み額の1.1倍の範囲内で貸付可能
- ・期間の3年目については、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額と基金交付額を控除した額の1.1倍の範囲内で貸付可能

(3) 貸付金の返還

- ・次期期間中に毎年総額の1 / 3ずつを償還する。

2 交付事業

(1) 交付の要件

- ・期間を通じて保険料不足（保険料収納額の実績額が予定額を下回る）と財政不足（基金対象事業について収入額が費用額を下回る）が見込まれること

(2) 交付額の算定

- ・原則として保険料不足額の1 / 2、財政不足額が保険料不足額より少ない場合は、財政不足額の1 / 2を交付

高齢者住宅改造助成事業^①

(事業開始年度：平成8年度)

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県 1 / 3 市町村 1 / 3 本人 1 / 3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については、県 1 / 2 市町村 1 / 2) |
|----------|----------|--------------------------|--|
| 令和3年度予算額 | 8,863千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 11,079千円 | 熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項 | |

<対象>

要介護認定を受けた、又は同等の程度と認められる65才以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯

<事業内容>

要介護高齢者の在宅生活での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る目的で住宅改造に必要な経費を助成する（中核市を除く）。

1 上限額 500千円

2 対象経費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者が利用する部分の改造に要する経費

第8期介護保険事業計画支援事業⑧

(事業開始年度：令和3年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10(地域福祉基金) |
|----------|---------|--|----------------|
| 令和3年度予算額 | 2,087千円 | (根拠法令等) 介護保険法第5条第2項、第119条第1項 熊本県地域福祉基金運営要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 2,093千円 | | |

<目的>

2025年には団塊の世代が全て75歳以上に達し、さらに高齢化が進行する中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村における第8期(令和3年度から令和5年度)介護保険事業計画の推進及び介護保険業務の効率化等を支援する。

<事業内容>

市町村における介護保険事業計画の推進及び業務効率化等を支援するための、会議や研修会等を実施する。

認知症診療・相談体制強化事業

(事業開始年度：平成21年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|----------|------|--|
| 令和3年度予算額 | 74,057千円 | | (根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱 認知症総合戦略推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱 |
| 令和2年度予算額 | 78,007千円 | | |

<目的>

高齢化の進展により認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症に関する医療技術の向上や医療と介護の連携、認知症に関する相談体制の充実を図ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を構築する。

<事業内容>

- 1 認知症疾患医療センター運営事業(実施主体：県(委託先：県内11の医療機関)、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症の適切な診断、合併症対策等、認知症の医療体制を整備するため、県内11の医療機関に委託して認知症疾患医療センターを設置する。
- 2 認知症家族支援体制強化事業(実施主体：県(委託先：(公社)認知症家族の会 熊本県支部)、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症の人やその家族等からの相談に対応するため、(公社)認知症家族の会 熊本県支部に委託し、熊本県認知症コールセンター(認知症ほっとコール)を設置する。
- 3 かかりつけ医認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県医師会)、負担割合：県10/10)
高齢者が日頃から受診するかかりつけ医を対象に、認知症診療スキルの向上を図るため、(公社)熊本県医師会に委託して研修を実施する。
- 4 市町村認知症施策研修事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
市町村における認知症施策の更なる推進を図るため、先進事例の紹介や情報交換等を行う研修を実施する。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県看護協会)、負担割合：県10/10)
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し研修を行うことで、身体疾患を合併する認知症の方への対応力向上や認知症疾患医療センターを始めとした専門医療機関と病院との連携強化を一層促進するため、一部を(公社)熊本県看護協会に委託し、研修を実施する。
- 6 歯科医師向け認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(一社)熊本県歯科医師会)、負担割合：県10/10)
歯科医師の認知症対応力向上を図るため、(一社)熊本県歯科医師会へ委託して研修を実施する。
- 7 薬剤師向け認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県薬剤師会)、負担割合：県10/10)
薬剤師の認知症対応力向上を図るため、(公社)熊本県薬剤師会へ委託して研修を実施する。
- 8 認知症施策広報啓発事業(実施主体：県(委託先：民間事業者)、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症への理解を深め、熊本型認知症医療体制を広く周知するとともに、「注文をまちがえる料理店」の実施を通して啓発する。
- 9 熊本県認知症施策推進計画策定会議(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
熊本県における認知症施策推進に関する計画を策定するため、会議を実施する。

「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業①

(事業開始年度：平成24年度)

| | | | |
|----------|------------|--|-----------------------------------|
| 実施主体 | 国立大学法人熊本大学 | 負担割合 | 県10/10 (地域医療介護総合確保基金(医療分・介護分)) |
| 令和3年度予算額 | 34,770千円 | (根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 | |
| 令和2年度予算額 | 34,770千円 | | |

<目的>

認知症専門医や認知症に習熟した専門スタッフを養成し、認知症の早期発見・早期対応の取組みを推進する。

<事業内容>

国立大学法人熊本大学が実施する認知症専門医等を養成する次の事業に助成する。

- 1 認知症専門医の養成。
- 2 認知症医療に習熟した看護師、精神保健福祉士等の専門職を養成するための研修や、認知症初期集中支援チーム員等への支援業務。

認知症医療体制地域連携強化事業②

(事業開始年度：令和2年度)

| | | | |
|----------|------------|---|---------------------------|
| 実施主体 | 国立医学法人熊本大学 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分)) |
| 令和3年度予算額 | 10,114千円 | (根拠法令等) 認知症施策推進総合戦略 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 | |
| 令和2年度予算額 | 6,818千円 | | |

<目的>

認知症診断の専門医となる地域の精神科医や、認知症サポート医同士の連携促進を図る中で、認知症サポート医の果たすべき役割や課題、期待される具体的な活動等を検討し、結果を横展開していくことで、認知症に関する医療体制の充実及び連携強化を図る。

<事業内容>

熊本大学病院がモデル圏域の幹事病院に対し、「認知症医療体制医地域連携強化会議」等に要する費用を助成する。

認知症総合支援研修事業③

(事業開始年度：平成27年度)

| | | | |
|----------|---------|---|---------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) |
| 令和3年度予算額 | 1,733千円 | (根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 地域支援事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 1,733千円 | | |

<目的>

各市町村が設置する認知症初期集中支援チームと各市町村が配置する認知症地域支援推進員が円滑に事業を実施できるよう研修を実施する。

<事業内容>

- 1 認知症初期集中支援チーム員研修事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
認知症初期集中支援チーム員の要件である研修の実施(伝達研修の実施)及び国が定める認知症初期集中支援チーム員の要件である研修を受講したものによる伝達研修を実施する。(委託により実施)
- 2 認知症地域支援推進員研修事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
市町村の認知症地域支援推進員に必要な知識、連携、ネットワークづくり等について研修を実施する。

認知症介護研修等事業^①

(事業開始年度：平成18年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (一部：県単費10/10) |
|----------|---------|--|--|
| 令和3年度予算額 | 3,531千円 | (根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症介護実践者等養成事業実施要項 熊本県認知症介護実践研修等実施要項 | |
| 令和2年度予算額 | 3,519千円 | | |

<目的>

認知症介護施設従事者向けの研修を実施し、認知症介護に係る知識や技術の向上を図る。

<事業内容>

認知症介護実務者(介護保険施設等の従事者)を対象に、認知症介護の知識や技術習得を目的とした研修を実施する。

認知症介護の質の向上支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2、県1/2 |
|----------|---------|--|-----------|
| 令和3年度予算額 | 1,626千円 | (根拠法令等) 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 1,626千円 | | |

<目的>

認知症であっても、その人の個性や人生を重んじ尊厳を尊重するケアを実現するため、認知症ケアの質の向上に取り組む事業所等への支援体制を構築する。

<事業内容>

認知症介護の質の向上のため、施設の状況や課題に応じた研修を実施する。

若年性認知症対策事業

(事業開始年度：平成24年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|---------|---|-------------|
| 令和3年度予算額 | 5,189千円 | (根拠法令等) 認知症施策推進総合戦略 認知症総合戦略推進事業実施要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 5,129千円 | | |

<目的>

65歳未満で発症し、高齢期の認知症とは異なる課題を抱えることも多い若年性認知症の方の支援を図る。

<事業内容>

- 1 若年性認知症自立支援ネットワーク事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
若年性認知症自立支援ネットワーク会議を設置、開催する。
- 2 若年性認知症受入事業所等支援事業(実施主体：県(委託先：県内の3事業所)、負担割合：国1/2、県1/2)

若年性認知症受入の意向がある事業所を対象に、ケアの質の向上及び事業所間のネットワークづくりを目的とした研修を実施する。

認知症サポーターアクティブチーム支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|---------|---------|----------------------------------|
| 令和3年度予算額 | 8,427千円 | (根拠法令等) | 認知症総合戦略推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱 |
| 令和2年度予算額 | 8,230千円 | | |

<目的>

認知症サポーター養成率日本一を維持しつつ、認知症サポーターが活躍できる機会を増やすことで、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進する。

<事業内容>

- 1 認知症サポーターアクティブチーム認定事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症サポーターがこれまで以上に活躍しやすい環境をつくり、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現するため、活動的な団体に対する認定制度等の運営を実施する。
- 2 キャラバン・メイトスキルアップ事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの質の向上に向けた研修を開催する。
- 3 認知症サポーター見守り体制等推進補助金事業(実施主体：申請者、負担割合：国1/2、県1/2(市町村の場合30万円、その他の場合は15万円を上限とし、残りは申請者負担))
認知症サポーターによる認知症の人やその家族の見守り体制づくりを団体や市町村が行う際に、その活動を促進するとともに、活動報告会などとおして、その具体的な取組方法を全県的に普及させるため、活動に係る経費を各申請者に助成する。
- 4 認知症サポーター養成事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成するため、講座を実施する。
- 5 認知症広域SOSネットワーク体制構築事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)
各市町村が実施しているSOSネットワークの広域連携の在り方を検討し、広域的なSOSネットワーク体制の構築を推進するため、研修を実施する。

「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事業(単)

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 別記(事業ごとに記載) | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|-------------|---------|-----------------------------------|
| 令和3年度予算額 | 3,318千円 | (根拠法令等) | 医療介護総合確保推進法第4条 認知症総合戦略推進事業実施要綱 |
| 令和2年度予算額 | 3,318千円 | | |

<目的>

若年性認知症の方の受入れを行う介護事業所の増加や、認知症の人の視点を入れた施策の実現を図る。

<事業内容>

若年性認知症対応力向上支援事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)
県内3地域に専任担当者を配置することで、それぞれの地域内で若年性認知症の人の受け入れを継続して実施できる事業所及びその人材育成を行い、各地域内での若年性認知症への対応力を高める。

高齢者権利擁護等推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
|----------|---------|---|-----------|
| 令和3年度予算額 | 5,403千円 | (根拠法令等) 高齢者虐待防止法第3条第2項 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 4,586千円 | | |

<目的>

高齢者虐待の防止、認知症高齢者への支援など、高齢者の権利擁護を推進するための体制づくりを目指すとともに、高齢者の虐待防止に係る研修等を実施し、高齢者の権利擁護を図る。

<事業内容>

- 1 熊本県認知症施策・高齢者権利擁護推進会議
学識経験者、関係団体、行政等からなる高齢者権利擁護推進会議を開催し、認知症高齢者への支援体制、高齢者への虐待防止に関する検討等を行う。
- 2 高齢者権利擁護等推進事業
介護保険施設等の職員、市町村職員を対象に、認知症ケアの理解や身体拘束をしない介護知識・技術を身に付けるための研修を実施するなど、高齢者の権利擁護の推進に取り組む。
- 3 広域本部・地域振興局ネットワークの設置
各圏域における関係機関・団体の連絡会議を設置し、高齢者権利擁護及び高齢者虐待防止に係るネットワークを構築する。
- 4 専任職員の配置
市町村において虐待が疑われる介護施設への立入りを行う際の同行、研修の企画及び関係機関との調整を行う嘱託職員を熊本県認知症対策・地域ケア推進課に配置する。

高齢者人権啓発事業

(事業開始年度：平成19年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
|----------|-------|---|--------|
| 令和3年度予算額 | 519千円 | (根拠法令等) 高齢者虐待防止法第3条第2項 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 519千円 | | |

<目的>

高齢者虐待等を防止するとともに、高齢者の権利擁護を図るため、市町村職員等に対して、研修等を実施し、資質向上及び相談体制の充実を図る。

<事業内容>

市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした高齢者の権利擁護に関する研修会を実施する。

権利擁護人材育成事業^①

(事業開始年度：平成28年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|----------|------|---|
| 令和3年度予算額 | 20,355千円 | | (根拠法令等) 老人福祉法第32条の2 高齢者虐待防止法第28条 障害者虐待防止法第44条 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 熊本県地域福祉基金運営要綱 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号) |
| 令和2年度予算額 | 20,355千円 | | |

<目的>

今後の認知症高齢者の増加を踏まえると、判断能力の低下した認知症高齢者等の権利擁護推進のために成年後見制度を活用する必要性が高まることから、成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市町村における体制構築と市民後見人養成等の権利擁護人材育成の促進を図る。また、市町村の体制整備を進めるため圏域ごとの広域的な範囲での成年後見制度利用促進・強化を支援する。

<事業内容>

- 権利擁護人材育成事業(実施主体：県(委託：熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム)、市町村、負担割合：県10/10)
市町村職員等向けの資質向上・実務知識習得等のための研修会や、市民後見人の養成・養成後のフォローアップを実施する。
- 法人後見広域化促進強化事業(実施主体：市町村、負担割合：県10/10)
広域的な範囲での成年後見制度の利用を促進する。
- 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業(実施主体：県(委託：熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム)、負担割合：国1/2、県1/2)
市町村の成年後見制度利用促進体制の構築を支援するため、広域的体制整備等について、専門職等による助言・相談を行う。

^②成年後見制度利用促進体制整備推進事業

(事業開始年度：令和3年度)

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国3/4、市町村1/4 |
|----------|-------|------|--|
| 令和3年度予算額 | 450千円 | | (根拠法令等) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱 |
| 令和2年度予算額 | 0千円 | | |

<目的>

国の「成年後見制度利用促進基本計画(H29.3.24閣議決定)」において、令和3年度末までにすべての市町村において、「中核機関」を設置するよう求められているが、コロナ禍においては、対面方式での面談や会議が困難であることから、中核機関等におけるオンライン活用を推進する。

<事業内容>

中核機関等におけるオンライン化に要する経費(情報通信機器等の購入等経費、ソフトウェア導入に係る初期費用等を助成する)。

地域包括ケアシステム構築加速化事業^(単)

(事業開始年度：令和2年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記（事業ごとに記載） |
|----------|----------|---------|---|
| 令和3年度予算額 | 28,743千円 | (根拠法令等) | 介護保険法第5条、115条の45、地域支援事業実施要綱 第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 地域リハビリテーション広域支援センターの指定及び運営要項 |
| 平成2年度予算額 | 22,820千円 | | |

<目的>

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要な医療、介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と介護予防等による健康寿命の延伸対策への取組を進める市町村を包括的に支援し地域包括システム構築及び健康寿命の取組の加速化を図る。

<事業内容>

- 地域包括ケア推進市町村支援事業（事業主体：県、負担割合：県10/10【地域福祉基金】）
市町村の地域包括ケアシステム構築に係る進捗状況等を踏まえ、職員や専門職派遣による包括的伴走型支援、市町村及び関係機関を対象とした研修会の開催。
- 地域リハビリテーション推進事業（事業主体：熊本地域リハビリテーション支援協議会等、負担割合：県10/10【地域福祉基金1/2】）
市町村や介護予防事業所等に対し専門職による効果的な支援を実施するため、県支援センター、広域支援センター、地域密着リハセンターを設置し、専門職の派遣体制整備等を行う
- 高齢者を支える地域資源検討支援事業（事業主体：県、負担割合：10/10【地域福祉基金】）
市町村の地域課題解決につながる取組を推進するため、シンクタンクを活用（委託）し様々な地域に共通する課題の解決に向けた検討を行い、取組モデルを示す。
- 地域包括ケアシステム構築に向けたオンライン化促進事業（事業主体：県、負担割合：県10/10【地域福祉基金】）
会議や研修の開催等のオンライン化に関するアドバイザー派遣等、オンライン化に係るサポートを行う。

地域包括ケア多職種人材育成事業^(単)

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 別記（事業ごとに記載） | 負担割合 | 別記（事業ごとに記載） |
|----------|-------------|---------|----------------|
| 令和3年度予算額 | 8,277千円 | (根拠法令等) | 医療介護総合確保推進法第4条 |
| 平成2年度予算額 | 9,283千円 | | |

<目的>

高齢者が住み慣れた家や地域で、安全安心で自立した生活をできるよう、医療・介護・生活支援等の専門職に対し自立支援に資するスキルに関する研修を実施するとともに、介護事業所と医療機関のネットワークの充実強化を進め、医療・介護サービス基盤の充実を図る。

<事業内容>

- 歯科衛生士による高齢者の自立支援事業（事業主体：熊本県歯科衛生士会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
介護予防事業に従事する歯科衛生士を対象とした研修会の開催に対する助成。
- 自立支援に向けた多職種人材育成事業（事業主体：熊本県リハビリテーション専門職三団体協議会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
地域ケア会議や介護予防に関与し、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた技術的支援を実施できる専門職育成に対する助成。
- 生活支援コーディネーター等資質向上支援事業（事業主体：県（委託先：熊本県社会福祉協議会）、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
生活支援コーディネーターの知識・技術取得やネットワーク構築を目的とした研修及び連絡会の開催。
- 介護関連施設に勤務する看護管理者の管理能力向上支援事業（事業主体：熊本県看護協会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金（介護分）】）
看護管理者に必要な管理能力の向上を図る研修会の開催等に対する助成。

高齢者を支える地域活動支援事業^(単)

(事業開始年度：平成26年度)

| | | | |
|----------|---|---------------|---------------------------------|
| 実施主体 | 中山間地域等で在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者等 | 負担割合 | 県10/10(地域福祉基金) (上限超過分は事業者負担) |
| 令和3年度予算額 | 16,308千円 | (根拠法令等) | |
| 平成2年度予算額 | 12,407千円 | 熊本県地域福祉基金運営要綱 | |

<目的>

中山間地域における在宅サービス提供体制の充実・向上を図り、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して住み続けることができるよう、それぞれの地域の特性に応じた在宅生活を支える基盤づくりを支援する。

<事業内容>

包括ケア体制づくりを推進するため、次の内容による助成を行う。

- 1 施設整備費(補助率1/2以内、上限100万円) ※コロナ感染症対策を講じる事業者は上限200万円
- 2 立上げ期の運営費補助(上限10万円/月、最大6カ月間)
※令和2年7月豪雨の被災地でサービス提供するものは最大12カ月間

在宅医療連携推進事業^(単)

(事業開始年度：平成24年度)

| | | | |
|----------|---------|----------------|-------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
| 令和3年度予算額 | 6,636千円 | (根拠法令等) | |
| 平成2年度予算額 | 7,096千円 | 医療介護総合確保推進法第4条 | |

<目的>

病気になっても安心して居宅等で暮らすことができるよう、訪問診療や訪問看護等の在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備を図る。

<事業内容>

- 1 在宅医療連携体制推進事業(負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金(医療分)】)
在宅医療の現状・課題の抽出、分析、対策、多職種連携のあり方などについて検討するため、在宅医療連携体制検討協議会を開催する。また、地域毎(保健所単位)に在宅医療連携体制検討地域会議を開催する。
- 2 在宅医療レセプトデータ分析事業(負担割合：県10/10【地域福祉基金】)
国保レセプトデータの集計・分析、分析結果活用に係る支援を行う。

在宅医療サポートセンター事業^(単)

(事業開始年度：平成30年度)

| | | | |
|----------|--------------|---------------------------------|---------------------------|
| 実施主体 | 熊本県医師会、医療機関等 | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分)) |
| 令和3年度予算額 | 52,803千円 | (根拠法令等) | |
| 平成2年度予算額 | 52,866千円 | 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(厚生労働省通知) | |

<目的>

高齢化の進展や病床機能の分化・連携により増加が見込まれる在宅医療の需要に適切に対応するため、在宅医療において必要な連携を担う拠点である在宅医療サポートセンターの機能強化を図り、県内全域で包括的かつ継続的な在宅医療を提供する体制を構築する。

<事業内容>

県在宅医療サポートセンター及び地域在宅医療サポートセンターを整備し、在宅医療の4つの機能「入退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時対応」及び「看取り」等の充実を図る。

在宅歯科医療機能強化事業(単)

(事業開始年度：平成26年度)

| 実施主体 | 別記(事業ごとに記載) | 負担割合 | 県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分)) |
|----------|-------------|---|---------------------------|
| 令和3年度予算額 | 13,243千円 | (根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画 | |
| 平成2年度予算額 | 13,243千円 | | |

<目的>

医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らしていける「地域包括ケアシステム」の実現に向け、在宅歯科医療の機能強化を推進するため、在宅歯科医療連携室の体制強化を図り、地域歯科医師会と連携した訪問歯科診療調整対応、県民への普及啓発の強化等を行う。

<事業内容>

- 1 在宅歯科医療連携室機能強化事業(事業主体：熊本県歯科医師会)
訪問歯科医療調整や在宅歯科医療の普及啓発を行う在宅歯科医療連携室の運用費に対して助成する。
- 2 在宅歯科診療器材整備事業(事業主体：歯科医療機関)
歯科医療機関が訪問歯科診療を行うための機器整備に必要となる経費を助成する(補助率1/2以内)。

訪問看護推進事業(単)

(事業開始年度：平成28年度)

| 実施主体 | 別記(事業ごとに記載) | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|-------------|---|-------------|
| 令和3年度予算額 | 23,044千円 | (根拠法令等) 熊本県地域福祉基金運営要綱、医療介護総合確保推進法第4条 | |
| 平成2年度予算額 | 23,044千円 | | |

<目的>

地域包括ケアシステムの構築を図る上で必要な在宅医療の充実の要となる訪問看護サービスの提供体制を安定化・高度化することにより、在宅医療環境の充実を図る。

<事業内容>

- 1 訪問看護サービス提供体制強化事業(事業主体：法人等、負担割合：県10/10【地域福祉基金】)
訪問看護師を新たに採用し人材育成に取り組む小規模な訪問看護ステーションに、一定期間運営費を助成する(上限16万円/月、最大6ヶ月間)。
- 2 訪問看護サポート強化事業(事業主体：熊本県看護協会、負担割合：県10/10【地域医療介護総合確保基金(医療分)】)
①経営管理、看護技術等に関する相談対応やアドバイザー等による現地支援、②人材育成のための研修会の開催、③訪問看護ステーションが抱える課題検討等を一体的に実施するために必要となる経費を助成する。

ケアマネジメント活動推進事業^④

(事業開始年度：平成10年度)

| 実施主体 | 別記(事業ごとに記載) | 負担割合 | 別記(事業ごとに記載) |
|----------|-------------|---------|---|
| 令和3年度予算額 | 12,045千円 | (根拠法令等) | 介護保険法第69条の2、第69条の7、第69条の8 介護保険法施行規則第113条の4、第113条の16、第113条の18、第140条の68 介護保険法施行令第37条の15 介護支援専門員資質向上事業の実施について(出18.6.15老発第0615001号厚生労働省老健局長) |
| 平成2年度予算額 | 6,857千円 | | |

<目的>

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携して要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員が養成段階で受講する研修の充実と、指導にあたる研修講師の質の向上を図ることで、養成された介護支援専門員により、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念に基づいた、適切なケアマネジメントが実践されることを目的とする。併せて、介護支援専門員名簿の適切な管理を実施する。

<事業内容>

- 1 介護支援専門員更新研修事業(事業主体：県、負担割合：県10/10【地域医療総合確保基金(介護分)】)
介護支援専門員法定研修の見直しのための研修向上委員会の開催等
- 2 介護支援専門員名簿管理業務(事業主体：県、負担割合：県10/10(※手数料は自己負担))
介護支援専門員の新規登録・更新等に係る事務
- 3 講師養成研修事業(事業主体：県、負担割合：県10/10【地域医療総合確保基金(介護分)】)
研修講師の質の向上及び指導ポイントの共有を図るための講師養成研修の実施
- 4 介護支援専門員実務研修における感染防止対策支援事業(事業主体：指定研修実施機関、負担割合：県10/10)
令和2年度介護支援専門員実務研修の後期研修について、前期研修同様に受講者に新たな負担を求めることなく感染防止対策を講じ研修を実施するために、指定研修実施機関に対し必要な費用を助成する。
- 5 介護支援専門員法定研修オンライン化推進事業(事業主体：県、負担割合：県10/10【地域医療総合確保基金(介護分)】)
指定研修実施機関の支援及び受講者からの各種問い合わせに対応する人員を配置して、円滑なオンライン研修の実施をサポートする。

④復興リハビリテーションセンター設置・運営事業^④【豪雨】

(事業開始年度：令和2年度)

| 実施主体 | 熊本地域リハビリテーション支援協議会 | 負担割合 | 県10/10(地域福祉基金) |
|----------|--------------------|---------|----------------|
| 令和3年度予算額 | 14,998千円 | (根拠法令等) | |
| 平成2年度予算額 | 22,686千円 | | |

<目的>

令和2年7月豪雨に伴う被災地域の高齢者等の心身機能の低下を防ぐため、リハビリテーション等の専門職を派遣し、生活不活発病予防及び介護予防に取り組む体制の構築を図る

<事業内容>

- 1 復興リハビリテーションセンター設置・運営事業(事業主体：熊本地域リハビリテーション支援協議会、負担割合：県10/10【地域福祉基金】)
介護予防等の取組を人的に支援するため、「熊本県復興リハビリテーションセンター」を設置し、応急仮設住宅等に専門職を派遣するための派遣者の登録、コーディネート及び派遣を行う。

3 長寿社会局

(3) 社会福祉課 事業体系

〔(新)〕は新規事業、〔(単)〕は県単独事業、
 〔〔地震〕〕は熊本地震からの創造的復興関係事業、
 〔〔コロナ〕〕は新型コロナウイルス感染症関係事業、
 〔〔豪雨〕〕は令和2年7月豪雨復旧・復興関係事業、
 〔〔喫緊〕〕は基本方針関係事業を表す

頁

| | | | |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------------|----|
| 健康福祉政策の推進 体制の整備 | 監査等による社会福祉施設等の体制の整備 | 社会福祉施設指導監査事業 | 90 |
| | | 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等 | 90 |
| | 地域における福祉活動の推進と相談体制の充実 | 民生委員費 | 90 |
| | 権利擁護のための支援体制の整備 | 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) | 91 |
| | | 福祉サービス運営監視・苦情解決事業 | 91 |
| | | 福祉サービス第三者評価推進事業(単) | 91 |
| 母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援 | 低所得者世帯の自立への支援 | 生活保護法による保護 | 92 |
| | | 行旅病人及び行旅死亡人の救護(単) | 94 |
| | | 生活困窮者自立支援プラン推進事業 | 94 |
| | | 生活保護世帯からの進学の「夢」応援事業(単) | 94 |
| | | 生活福祉資金貸付事業 | 95 |
| | | 矯正施設等退所者社会復帰支援事業 | 96 |
| | 生活困窮者総合相談支援事業 | 96 | |
| | 戦没者遺家族などへの援護 | 旧軍人軍属等恩給進達事務 | 97 |
| | | 戦傷病者戦没者遺族等援護事務 | 98 |
| | | 戦傷病者特別援護事務 | 99 |
| 特別給付金等支給事務 | | 100 | |
| | 引揚者等援護事務 | 100 | |

社会福祉施設指導監査事業

(事業開始年度：平成3年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県 10/10 (一部国1/2) |
|----------|---------|---|------------------|
| 令和3年度予算額 | 2,351千円 | (根拠法令等) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について (H29.4.27雇児 発0427第7号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護 局長、老健局長通知) | |
| 令和2年度予算額 | 2,424千円 | | |

<事業内容>

社会福祉法人及び同法人が運営する社会福祉施設等の適正な運営確保を目的に、指導監査を実施する。

また、指導監査結果について、指摘事項の早期改善を図るとともに、福祉サービスを利用する県民等へ情報を提供するために、公表（県庁ホームページに掲載等）する。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等

(事業開始年度：平成29年度)

| 実施主体 | 県、県が認めた団体 | 負担割合 | 国 10/10 |
|----------|-----------|--|---------|
| 令和3年度予算額 | 16,068千円 | (根拠法令等) 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施に ついて ((H31.3.28社援発0328第26号 厚生労働省社会・援護局 長通知) | |
| 令和2年度予算額 | 22,047千円 | | |

<目的>

小規模な社会福祉法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実や重層的な支援体制の構築を図る。

<事業内容>

複数の小規模法人や団体等がネットワークを構築して実施する地域貢献や福祉・介護人材確保のための取組等に対して助成する。

民生委員費

(事業開始年度：昭和23年度)

| 実施主体 | 県、市町村（熊本市を除く） | 負担割合 | 県 10/10 (一部国1/2、県1/2) |
|----------|---------------|--|-----------------------|
| 令和3年度予算額 | 190,078千円 | (根拠法令等) 民生委員法第5条、第6条、第18条、第20条、第26条 | |
| 令和2年度予算額 | 190,280千円 | | |

<目的>

社会福祉の増進のために住民の立場に立って相談や援助を行う民生委員・児童委員を支援する。

<事業内容>

- 1 民生委員・児童委員に対する手当を支給する。
- 2 民生委員・児童委員が地域福祉活動を行う上で必要な社会福祉に関する知識や技術の習得を図るため次の研修会等を開催する。
 - (1) 一般研修会（地域振興局単位で実施）
 - (2) 市町村民生委員・児童委員協議会会長研修
 - (3) 中堅民生委員・児童委員研修
- 3 市町村民生委員・児童委員協議会活動の充実や推せん会委員の活動を支援するため次の事務を行う。
 - (1) 市町村民生委員・児童委員協議会の活動の充実のための助成
 - (2) 市町村民生委員推せん会委員の費用弁償の助成
 - (3) 単村民生委員・児童委員協議会が実施する民生委員・児童委員活動PRのための助成

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

（事業開始年度：平成11年度）

| | | | |
|----------|---------------|--|-----------|
| 実施主体 | (社)熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 令和3年度予算額 | 38,397千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号) | |
| 令和2年度予算額 | 38,647千円 | | |

<目的>

熊本県社会福祉協議会が実施主体となって、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用等を援助し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。

<事業内容>

- 熊本県社会福祉協議会に設置された「地域福祉権利擁護センター」において、次の業務を行う。
 - 市町村社会福祉協議会の指導・支援
 - 「契約締結審査会」（利用者の意思確認）の運営
 - 広報啓発業務
 - 生活支援員等に対する研修業務
- 熊本県社会福祉協議会又は熊本県社会福祉協議会から委託を受けた市町村社会福祉協議会は、次の業務を行う。
 - 相談・調査
 - 支援計画の作成、契約締結
 - 生活支援員の派遣及び指導監督
- 生活支援員は、熊本県社会福祉協議会若しくは市町村社会福祉協議会と契約した利用者に対し、利用者の経費負担により、次の業務を行う。
 - 福祉サービスの利用援助
 - ①情報提供、助言
 - ②手続援助（申込手続の同行・代行、契約締結）
 - ③福祉サービスの利用料の支払い
 - ④苦情解決制度の利用援助 等
 - ② 日常的金銭管理
通帳、権利証書等の保管等

福祉サービス運営監視・苦情解決事業

（事業開始年度：平成12年度）

| | | | |
|----------|---------------|--|-----------|
| 実施主体 | (福)熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 |
| 令和3年度予算額 | 6,185千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号 厚生労働省社会援護局長通知) | |
| 令和2年度予算額 | 6,181千円 | | |

<目的>

熊本県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情を適切に解決し、また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営を確保する。

<事業内容>

- 運営適正化委員会
 - 「運営監視部会」の設置及び運営監視事業の運営
 - ①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の監視
 - ②実施主体に対する助言、現地調査又は報告
 - 「苦情解決部会」の設置及び苦情解決事業の運営
 - ①苦情解決に必要な調査、指導、助言、あっせん
 - ②県への通報、情報提供
- 運営適正化委員会事務局
 - ①福祉サービス利用者からの苦情受付
 - ②運営適正化委員会及び各部会の開催に伴う事務
 - ③事業者に対する巡回指導

福祉サービス第三者評価推進事業^(単)

（事業開始年度：平成16年度）

| | | | |
|----------|---------|---------------------------------|----------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10（地域福祉基金） |
| 令和3年度予算額 | 2,283千円 | (根拠法令等) 熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱 | |
| 令和2年度予算額 | 2,283千円 | | |

<目的>

福祉事業者が提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価することで、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切な福祉サービスの選択に資する。

<事業内容>

- 第三者評価推進委員会の運営（評価機関の認証、評価基準の策定・更新等）
- 評価調査者養成研修・継続研修の実施
- 評価事業の普及啓発（パンフレットの配布、説明会の開催）

生活保護法による保護

(事業開始年度：昭和25年度)

| | | | |
|----------|-----------------|---------|-------------|
| 実施主体 | 県、市 | 負担割合 | 国3/4 県、市1/4 |
| 令和3年度予算額 | (県分)3,696,086千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | (県分)3,847,362千円 | 生活保護法 | |

<目的>

生活に困窮する者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。

<対象>

資産や能力の全てを活用して得られる収入と厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない者

<事業内容>

困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、要保護者個々の需要に応じた援助を行う。

- ①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④介護扶助 ⑤医療扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助

被保護世帯数

(年平均)

| 年 度 | 県 計 | | | 郡 部 | | | 市 部 | | | 全国平均 保護率 |
|-----|--------|--------|---------------|--------|-------|---------------|--------|--------|---------------|-------------|
| | 被保護世帯数 | | 被保護人員数 保護率 | 被保護世帯数 | | 被保護人員数 保護率 | 被保護世帯数 | | 被保護人員数 保護率 | |
| | 実 数 | 実 数 | | 実 数 | 実 数 | | 実 数 | 実 数 | | |
| H28 | 20,098 | 26,384 | 14.87 | 1,763 | 2,285 | 6.69 | 18,335 | 24,100 | 16.82 | 16.9 |
| H29 | 19,609 | 25,406 | 14.39 | 1,748 | 2,253 | 6.67 | 17,861 | 23,153 | 16.21 | 16.8 |
| H30 | 19,389 | 24,782 | 14.11 | 1,762 | 2,252 | 6.72 | 17,627 | 22,530 | 15.58 | 16.6 |
| R 1 | 19,391 | 24,571 | 14.07 | 1,790 | 2,286 | 6.88 | 17,601 | 22,285 | 15.76 | 16.4 |
| R 2 | 19,450 | 24,364 | 14.09 | 1,832 | 2,305 | 6.98 | 17,619 | 22,059 | 15.69 | — |

※保護率は%。(パーミル：1000分の1) 四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

※保護停止中を含む。

※令和2年度は速報値

被保護世帯類型

(県計：年平均)

| 年 度 | 高 齢 者 | | 母 子 | | 傷病、障がい者 | | そ の 他 | | 合 計 | |
|-----|--------|------|-----|-----|---------|------|-------|------|--------|-----|
| | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 | 世帯数 | 構成比 |
| H28 | 10,152 | 50.8 | 939 | 4.7 | 5,692 | 28.5 | 3,212 | 16.1 | 19,995 | 100 |
| H29 | 10,327 | 52.9 | 862 | 4.4 | 5,469 | 28.0 | 2,850 | 14.6 | 19,508 | 100 |
| H30 | 10,511 | 54.5 | 803 | 4.2 | 5,204 | 27.0 | 2,782 | 14.4 | 19,300 | 100 |
| R 1 | 10,861 | 56.3 | 776 | 4.0 | 4,882 | 25.3 | 2,789 | 14.4 | 19,308 | 100 |
| R 2 | 11,062 | 57.1 | 743 | 3.8 | 4,639 | 24.0 | 2,932 | 15.1 | 19,376 | 100 |

※四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

※保護停止中を含まない。

※令和2年度は速報値

生活保護費の推移

(千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R 1 年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総 額 | 43,593,199 | 42,123,482 | 41,450,544 | 40,771,938 | 40,837,239 |
| 生活扶助 | 12,635,362 | 12,311,809 | 11,589,662 | 10,993,352 | 10,542,011 |
| 住宅扶助 | 4,984,704 | 4,945,628 | 4,757,473 | 4,787,925 | 4,852,691 |
| 教育扶助 | 221,977 | 207,637 | 194,047 | 156,089 | 125,609 |
| 介護扶助 | 839,675 | 859,055 | 865,441 | 886,706 | 907,406 |
| 医療扶助 | 23,730,961 | 22,578,062 | 22,854,563 | 22,757,345 | 23,206,423 |
| 出産扶助 | 4,576 | 6,547 | 3,413 | 3,471 | 5,764 |
| 生業扶助 | 114,680 | 110,523 | 107,696 | 88,960 | 72,101 |
| 葬祭扶助 | 99,069 | 87,370 | 79,519 | 79,423 | 80,711 |
| 施設事務費 | 953,690 | 1,008,113 | 989,303 | 996,159 | 1,026,759 |
| 就労自立給付金 | 8,501 | 8,738 | 9,428 | 9,107 | 8,864 |
| 進学準備給付金 | | | | 13,400 | 8,900 |

生活保護申請件数の推移（熊本市を含む県全体）

| 年 度 | H27年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 1 年度 |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 件 数 | 3,677 | 3,459 | 3,249 | 3,452 | 3,483 |
| 対 前 年 度 比 | 0.0% | -5.9% | -6.1% | 6.2% | 0.9% |

行旅病人及び行旅死亡人の救護^①

(事業開始年度：明治32年度)

| | | | |
|----------|-------|--|--------|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県10/10 |
| 令和3年度予算額 | 868千円 | (根拠法令等) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 熊本県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する要領 (S62.7.17社福第733号) | |
| 令和2年度予算額 | 868千円 | | |

<目的>

身元不明の病人及び死亡人の救護を行う。

<対象>

歩行に堪えない行旅中の病人等で療養の途を有せず、かつ救護者のいない者及び行旅中の死亡者で引取人のいない者

<事業内容>

上記の者の救護に要した経費を法に基づき負担する(指定都市を除く)。

行旅病人及び行旅死亡人件数の推移(熊本市除く)

| | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 行旅病人 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 支出額(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 行旅死亡人 | 件数 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| | 支出額(千円) | 33 | 563 | 101 | 132 | 292 | 0 |

生活困窮者自立支援プラン推進事業

(事業開始年度：平成27年度)

| | | | |
|----------|-----------|-----------------------|-------------------------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国1/2 県1/2 (一部国2/3 県1/3) |
| 令和3年度予算額 | 114,537千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立支援法 | |
| 令和2年度予算額 | 127,318千円 | | |

<目的>

生活保護受給者や非正規雇用労働者等の増加により、生活困窮に至るリスクの高い層が増加し、生活保護に至る前の段階の「第2のセーフティネット」として制定された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立・就労支援のための各種サービスの整備を図ることを目的とする。

<対象>

生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)

<事業内容>

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 就労準備支援事業 | 一般就労に向けた準備としての必要な訓練を実施 |
| 2 子どもの学習・生活支援事業 | 生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもへの学習支援 |
| 3 家計改善支援事業 | 家計に関する相談・指導、貸付の斡旋 |
| 4 一時生活支援事業 | 住宅のない生活困窮者に対して一時的な宿泊場所や衣食の提供等 |

生活保護世帯からの進学の「夢」応援事業^①

(事業開始年度：平成21年度)

| | | | |
|----------|---------|---|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県10/10 |
| 令和3年度予算額 | 2,486千円 | (根拠法令等) 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項(H22.10.1告示第912号) | |
| 令和2年度予算額 | 5,500千円 | | |

<目的>

生活保護世帯から大学等での就学を希望する者に対して、その生活費を貸し付けることにより、自立の意欲を高め将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

<対象>

生活保護世帯から世帯分離された子どもで、大学等(大学・短大・専修学校・各種学校・熊本県立技術短期大学校・熊本高等技術専門学校)に就学する者

<事業内容>

大学等に就学する者に対し、生活費(生活保護基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち年齢区分18歳~19歳に対応する額を限度)の貸付けを実施。

(参考) 令和元年度 熊本市居住者の場合 月額38,030円以内

生活福祉資金貸付事業

(事業開始年度：昭和30年度)

| | | | | |
|----------|----------------|--|-----------|-----------------------------------|
| 実施主体 | (社福)熊本県社会福祉協議会 | 負担割合 | 原資 事務費 | 国2/3 県1/3 国1/2 県1/2(一部 国10/10) |
| 令和3年度予算額 | 15,037千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号) | | |
| 令和2年度予算額 | 15,037千円 | | | |

<目的>

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

<対象>

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

<事業内容>

「生活福祉資金の種類」掲載の低利資金貸付けと必要な相談支援を一体的に行う。貸付窓口は、市町村社会福祉協議会。県は熊本県社会福祉協議会の貸付事務費等に対して助成する。

<生活福祉資金の種類 (R3. 4. 1現在)>

| 資金の種類 | | 内容 | 貸付限度額 | | 保証人 貸付利率 | 据置期間 | 償還期間 |
|----------------------------|---|---|--|----------------|--|-----------------------|-----------------------|
| 総合 支援 資金 | 生活 支援 費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 | 二人以上 世帯 | 月額 20 万円 以内 | 保証人あり 無利子 | 最終貸付 の日から 6 月以内 | 据置期間 経過後 10 年以内 |
| | | | 単身世帯 | 月額 15 万円 以内 | | | |
| | 住宅入 居 費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 40 万円以内 | | 保証人なし 年 1.5% | 貸付の日 から 6 月 以内 | |
| 一時生 活再建 費 | 生活を再建するため一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 | 60 万円以内 | | | | | |
| 福祉 資金 | 福祉費 | 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用 | 580 万円以内 (資金の用途に応じて上限目安額あり) | | 保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5% | 貸付の日 から 6 月 以内 | 据置期間 経過後 20 年以内 |
| | 緊急小 口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 | 10 万円以内 | | 保証人不要 無利子 | 貸付の日 から 2 月 以内 | 据置期間 経過後 12 月以内 |
| 教育 支援 資金 | 教育支 援費 ※ | 低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するために必要な経費 | 高校 | 月額 3.5 万円以内 | 保証人不要 無利子 | 卒業後 3 月以内 | 据置期間 経過後 20 年以内 |
| | | | 高専 | 月額 6 万円以内 | | | |
| | | | 短大 | 月額 6 万円以内 | | | |
| | | | 大学 | 月額 6.5 万円以内 | | | |
| | 就学支 度 費 | 低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に際し必要な経費 | 50 万円以内 | | | | |
| 不動産 担保 型 生活 資金 | 不動産 担保 型 生活 資金 | 低所得の高齢世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金 | 土地の評価額の 7 割、月額 30 万円以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 | | 推定相続人の中から選任 年 3% 又は 長期プライム レート のいずれか低 い利率 | 契約の終了後 3 月 以内 | 据置期間 終了時 |
| | 要保護 世帯向 け不 動 産 担 保 型 生 活 資 金 | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金 | 土地・建物の評価額の 7 割(集合住宅 50%)生活扶助費の 1.5 倍以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 | | 保証人不要 3% 又は長 期プライム レート のいずれか低 い利率 | | |

※ 教育支援費については、特に必要と認められる場合は、それぞれ月額1.5倍まで申込可能

矯正施設等退所者社会復帰支援事業

(事業開始年度：平成22年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国3/4 県1/4 |
|----------|----------|--|-----------|
| 令和3年度予算額 | 22,380千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号) | |
| 令和2年度予算額 | 22,688千円 | | |

<目的>

高齢又は障がいのため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を保護観察所等と協働して進める役割を担う「熊本県地域生活定着支援センター」を設置し、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

<対象>

矯正施設退所予定者等

<事業内容>

- 1 コーディネート業務
- 2 フォローアップ業務
- 3 相談支援業務
- 4 高齢・障害被疑者等支援業務

生活困窮者総合相談支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国3/4 県1/4 |
|----------|-----------|-----------------------|-----------|
| 令和3年度予算額 | 112,350千円 | (根拠法令等) 生活困窮者自立支援法 | |
| 令和2年度予算額 | 100,606千円 | | |

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成などの支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

<事業内容>

生活困窮者の把握及び相談受け付けのための窓口を設置し、また、支援実施のための支援員を配置して、生活困窮者に対する包括的かつ継続的な支援を行う。

旧軍人軍属等恩給進達事務

(事業開始年度：昭和28年度)

| | | | |
|----------|-------|----------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
| 令和3年度予算額 | 268千円 | (根拠法令等) 恩給法 | |
| 令和2年度予算額 | 269千円 | | |

<対象>

旧軍人・軍属

<事業内容>

旧軍人・軍属等に係る各種恩給の請求指導及び国への請求書の進達

<年金恩給の種類と対象者>

| 種 類 | | 対 象 者 | 恩給額 (平成27年度最低保障額) | |
|--------------------------------------|------------------|--|---|-------------------------------------|
| 本人 に 対 す る 給 付 | 普 通 恩 給 | 実在職年数が最短恩給年限以上の者 (長期在職者) | 65歳以上の場合 1,132,700円 65歳未満の場合 849,500円 | |
| | | 実在職年数が最短恩給年限未満の者 (短期在職者)で65歳以上の者又は傷 病恩給や戦傷病者・戦没者遺族等援 護法による障害年金受給者 | 実在職9年以上 849,500円 実在職6年以上 679,600円 実在職6年未満 568,400円 | |
| | 傷 病 恩 給 | 増 加 恩 給 | 公務に起因する傷病により、重度の 障がいをも有する者 (在職年数に関係 なく、原則として普通恩給が併給) | 障がいの程度に応じて 1,853,000円～9,729,100円 |
| | | 傷 病 年 金 | 公務に起因する傷病により、比較的 軽度の障がいをも有する者 | 障がいの程度に応じて 961,000円～1,686,000円 |
| 特例傷病恩給 | | 昭和16年12月8日以後、本邦等で職 務に関連して受傷罹病し、障がいをも 有する旧軍人等 | 障がいの程度に応じて 743,000～7,417,100円 | |
| 遺 族 に 対 す る 給 付 | 普 通 扶 助 料 | | 普通恩給受給者の遺族 長期在職 792,000円 (寡婦加算を含む額 944,800円) 実在職9年以上 594,000円 (寡婦加算を含む額 746,800円) 実在職6年以上 475,200円 (寡婦加算を含む額 628,000円) 実在職6年未満 404,800円 (寡婦加算を含む額 557,600円) | |
| | 公 務 関 係 扶 助 料 | 公 務 扶 助 料 | 公務傷病により死亡した者の遺族 (戦没者の遺族がその代表例) 1,814,000円 (遺族加算額含む額 1,966,800円) | |
| | | 増 加 非 公 死 扶 助 料 | 公務以外の事由により死亡 (平病 死) した増加恩給受給者の遺族 1,420,700円 (遺族加算額含む額 1,573,500円) | |
| | | 特 例 扶 助 料 | 昭和16年12月8日以後、本邦等で職 務に関連する傷病により死亡した旧 軍人等の遺族 | |
| 傷 病 者 遺 族 特 別 年 金 | | 平病死した傷病年金又は特例傷病恩 給受給者の遺族 傷病年金や第1款症以上404,800円 (遺族加算額含む額 557,600円) 第2款症以下303,600円 (遺族加算額含む額 456,400円) | | |

戦傷病者戦没者遺族等援護事務

(事業開始年度：昭和27年度)

| | | | |
|----------|---------|---------------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
| 令和3年度予算額 | 1,165千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 1,165千円 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法 | |

<対象>

軍人・軍属又は準軍属及びその遺族

<事業内容>

- 1 軍人・軍属又は準軍属に係る各種年金等の請求指導及び国への請求書の進達
- 2 戦没者遺族相談員の研修

年金等給付の種類

(令和3年度)

| | 年金等種別 | 給付の内容 | 年金額 |
|-------------|--|---|--|
| 本人に対する給付 | 障害年金 | 公務傷病又は勤務関連傷病により一定程度以上の障がいをもつ者に支給する。 | 公務傷病 9,729,100～961,000円 勤務関連 7,417,100～743,000円 |
| | 障害一時金 | 障がいの程度が第1款症から第5款症までの者は障害一時金を選択できる。 | 公務傷病 6,088,000～2,855,000円 勤務関連 4,640,900～2,177,100円 |
| 遺族に対する給付 | 遺族年金(遺族給与金) | 公務傷病により死亡した者の遺族に支給する。 | 公務傷病死 先順位者 1,966,800円 後順位者 72,000円 |
| | 弔慰金 | 公務又は勤務関連傷病により死亡した者の遺族に支給する(遺族年金(遺族給与金)に併給)。 | 50,000円 |
| | 特例遺族年金(特例遺族給与金) | 勤務関連傷病により死亡した者の遺族に支給する。 | 勤務関連死 先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円 |
| | 平病死遺族年金(平病死遺族給与金) | 第1款症以上公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に支給する。 | 先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円 |
| | 障害者遺族特例年金(障害者遺族特例給与金) | 勤務関連又は第2款症以下公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に支給する。 | 公務傷病第2款症以下 勤務関連傷病第1款症以上 557,600円 第2款症以下 456,400円 |
| 特設年金(特設給与金) | 公務傷病等に併発したと考えられる疾病により、一定期間内に死亡した者の遺族に支給する。 | 公務傷病後の併発死亡 456,400円 勤務関連傷病後の併発死亡 335,000円 | |

(注) ()内は準軍属に係る遺族給付の名称

※先順位者、後順位者：①配偶者、②子、③父母、④孫 ⑤祖父母 等の順序で、数字の小さい者が先順位者、大きい者が後順位者となる。

戦傷病者特別援護事務

(事業開始年度：昭和38年度)

| | | | |
|----------|-------|-----------|--------|
| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
| 令和3年度予算額 | 209千円 | (根拠法令等) | |
| 令和2年度予算額 | 238千円 | 戦傷病者特別援護法 | |

<対象>

戦傷病者手帳所持者

<事業内容>

軍人軍属等であった者で、国が公務上の負傷・疾病と認めた者に対し、療養給付などの援護を行う。

| 種類 | 内容 | | |
|---------------------|---|---------------|------------|
| 戦傷病者手帳の交付 | 日本国籍を有する軍人、軍属等であって恩給法による公務疾病の程度が、款症以上(旧軍人、準軍人は第4目症以上)の障がい及び公務上の傷病のため、厚生労働大臣が療養を必要と認めた者に対して交付する。 | | |
| 療養の給付 | 戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けた者)が公務上の傷病により療養を受ける必要があるときは療養の給付を行う。 | | |
| 療養手当の支給 | 療養の給付を受けている者で引続き1年以上入院している者に対して、月額30,700円を支給する。ただし、傷病恩給等受給者を除く。 | | |
| 葬祭費の支給 | 療養の給付を受けていた者の死因が公務上の傷病である場合に、その葬祭を行った者に209,000円を支給する。 | | |
| 更生医療の給付 | 公務上の傷病により傷病の程度が第5款症以上の戦傷病者が更生医療を必要とするときは、更生のため必要な医療の給付を行う。 | | |
| 国立保養所への収容 | 公務上の傷病で、傷病の程度が第2項症以上の重度障がい者に対し、国立保養所に収容し、療養させることができる。 | | |
| 補装具の支給及び修理 | 視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい及び中枢神経機能障がい又は肢体不自由の状態にある戦傷病者に対し、補装具の支給及び修理を行う。(ほぼ第3款症以上のもの) | | |
| JR無賃乗車(船)券急行券引換証の交付 | 傷病の程度が目症以上の者に対し、毎年その障がいの程度に応じ、乗車(船)券、急行券引換証を交付する。(障がい区分は新法によるものである。) | | |
| | 戦傷病者の障がいの程度 | 乗車券引換証枚数(年度間) | |
| | | 甲種(戦傷病者と介護者) | 乙種(戦傷病者単身) |
| | 特別項症 | 12枚 | — |
| | 第1項症 | — | 12枚 |
| | 第2項症 | — | 10枚 |
| | 第3項症 | 1枚 | 8枚 |
| | | 2枚 | 6枚 |
| | | 3枚 | 4枚 |
| | | 4枚 | 2枚 |
| 5枚 | | — | |
| 6枚 | | — | |
| 第5項症 | — | 6枚 | |
| 第6項症 | 1枚 | 4枚 | |
| 第1款症(旧第7項症) | 2枚 | 2枚 | |
| | 3枚 | — | |
| | — | — | |
| 第2款症(旧第1款症) | — | 4枚 | |
| 第3款症(旧第2款症) | 1枚 | 2枚 | |
| 第4款症(旧第3款症) | 2枚 | — | |
| 第5款症(旧第4款症) | — | — | |
| 第1目症 | — | 2枚 | |
| 第2目症 | — | — | |
| 第3目症 | — | — | |
| 第4目症 | 1枚 | — | |

特別給付金等支給事務

(事業開始年度：昭和38年度)

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国10/10 |
|----------|----------|--|--------|
| 令和3年度予算額 | 18,901千円 | (根拠法令等) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 | |
| 令和2年度予算額 | 23,755千円 | | |

<対象>

(一定の基準日において次の要件を満たす者に支給)

1 戦没者等の妻に対する特別給付金

- (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後の、公務起因により死亡した者の妻(事実婚を含む)
- (2) 次の給付を受ける権利を有する妻
 - ①公務扶助料 ②特例扶助料 ③遺族年金 ④遺族給与金 ⑤旧令共済組合殉職年金 など

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

- (1) 受給資格要件
 - ①死亡者の死亡当時における三親等内の親族であること
 - ②年金給付(遺族年金、遺族給与金、公務扶助料等)の受給権を有する遺族がないこと
 - ③日本国籍を有していること
 - ④死亡者との親族関係が終了(離縁)していないこと

(2) 支給順位 …※父母から兄弟姉妹までについては、生計関係等により順位の条件がある。
弔慰金受給権者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、左記以外の3親等内の親族

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

- (1) 戦傷病者等と婚姻(事実上の婚姻を含む)している妻であること
- (2) 戦傷病者等と離婚(事実上の離婚を含む)していないこと
- (3) 戦傷病者等が恩給法に定める第5款症以上の障がいの程度を有し、年金給付(障害年金、増加恩給、傷病年金等)を受けていること
- (4) 日本国籍を有していること

4 戦没者の父母等に対する特別給付金

- (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後に公務起因による負傷または疾病により死亡した者の父母又は祖父母
- (2) 戦没者死亡当時、その戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、かつその後、氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった父母または祖父母
- (3) 基準日において、次の給付を受ける権利を有する者
 - ①公務扶助料 ②特例扶助料 ③遺族年金 ④遺族給与金 ⑤旧令共済組合殉職年金 など

<事業内容>

戦没者等の遺族に対する各種給付金等の請求指導及び裁定

引揚者等援護事務

(事業開始年度：昭和56年度)

| 実施主体 | 県、市町村 | 負担割合 | 国3/4 県、市1/4 (一部：国10/10) |
|----------|----------|--|----------------------------|
| 令和3年度予算額 | 31,122千円 | (根拠法令等) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 | |
| 平成2年度予算額 | 33,958千円 | | |

<対象>

中国残留孤児、中国残留婦人

<事業内容>

- 1 中国残留邦人の帰国手続き及び帰国後の定着自立の援護を行う。
- 2 中国残留邦人帰国者の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給を補完する生活支援(支給給付：生活保護の例により実施)を行う。
- 3 中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう地域社会における生活支援等(通訳の派遣、日本語教育の支援等)を行う。